

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策12 消防・救急体制の充実	めざす まちの姿	消防・救急体制が充実するとともに、市民と行政との連携により、防火・救命に関する「自助」「共助」の取組の強化と意識の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。
--------------------------	---------------------	---

現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的内容の例示
◇消防団の緊急時の出動体制を確保するため、部の枠組を超えた出動体制の整備を進めています。	地域における消防体制の確保が必要	① 消防体制の強化 宍粟消防署における消防体制の充実とともに、消防団員の資質向上及び団員確保に向けた取組を推進します。	①-1 宍粟消防署及び消防団の救助技術の向上と活動の強化を図るため、消防施設、消防車両、消防資機材等の配備を推進します。 ①-2 消防団組織の維持、体制強化に向け、団員の負担軽減や処遇改善、団員の確保対策等の取組を推進します。	消防署車両については、救急車を10年、消防車を15年、また消防団については20年を一定の基準とする中で、計画的に車両や資機材を更新 ・分団、部の連携強化を行い、特に平日日中は、各部での出動ではなく、機動分団、機動部を中心とした出動体制を確立する。また、部の人数が減少している所は、統合などの調整を行い組織の維持を行う。 ・団員が活動しやすいように、事業や活動の見直しを行い、可能な範囲で負担軽減や処遇改善に向けて団本部と協議検討を行う。 ・OB団員や事業所、女性などによる一部の活動に特化した機能別団員についても団本部と検討協議を進める。 ・消防団以外の取組として、平日日中の初期消火体制強化として、令和2年度より消防協力員制度を導入した。協力員の増加をはかり地域での初期消火体制の充実を行う。
◇高規格救急車の更新及び救急救命士の要請を計画的に実施するとともに、応急手当普及啓発活動として、自治会員、各種事業所及び学校関係を中心に普通救命講習や緊急入門コースを開催しています。	新規団員の確保、日中の出動体制の確保が必要	② 救急・救助体制の強化 救急隊員の資質向上、医療機関等の関係機関との連携強化とともに、市民への救命処置の重要性の啓発に取り組みます。	②-1 病院前救護活動を担う救急救命士の資質向上を目的として、病院実習及び症例検討委員会等を実施するとともに、医療機関との連携をさらに深め、救命率の向上を図ります。 ②-2 自主防災会や学校において、自治会員、教職員保護者や児童・生徒を対象とした、 心肺蘇生法等についての救命講習 を積極的に実施することにより、市民が救命処置の重要性を認識し、その手法を習得しようとする機運を醸成します。 ②-3 AED(自動体外式除細動器)を設置している公共施設等を「救急ステーション登録事業所」として登録し、誰もがいつでも使用できる環境づくりに取り組みます。	・救急救命士に必要とされる病院実習時間の確保に努め、救急救命士の能力向上と医療機関との連携強化を図る ・現場活動要領等の共有を図り、より円滑な救急業務を遂行するために定期的な症例検討会等の研修を実施
◇火災の発生を予防し、市民の火災予防意識を高めるため、自主防災会が実施する消防訓練等の機会を捉え、防火・防災指導を行っているほか、消防車両による巡回及び広報媒体を活用した火災予防広報等、間接的な防火・防災指導に取り組んでいます。	救急活動の専門性及び高度化が必要	③ 予防対策・意識啓発活動の推進 市民の防火意識の向上を図るとともに、店舗や危険物施設等における火災予防対策を推進します。	③-1 防火講習の実施などにより、市民の防火意識の向上を図ります。 ③-2 事業所や店舗、危険物施設等に立入検査を行い、違反施設に対する技術基準、維持管理体制の是正指導を行います。 ③-3 各種防災訓練や出前講座、 消防車両の市内巡回による火災予防の広報活動 等を実施し、火災予防の一層の普及促進を図ります。	・事業所等による普通救命講習の実施を促進するとともに、自治会等の防災訓練や小中学校の参観日等の行事に合わせて救命講習を実施 AED設置施設関係者へ救命講習の実施を促進するとともに、AED設置場所の一覧をホームページに掲載し、誰もが分かりやすいように掲示用の表示証を交付する。また、各事業所へAED設置と救急ステーション登録の啓発を行う。
◇防火対象物、危険物施設などへの定期的な立入検査を実施し、必要な指導を行っています。	住民による救命処置実施率の向上が必要	火災の発生を予防し、市民の火災予防意識を高めることが必要		市や町の総合防災訓練や自治会単位での防災訓練時に、消火器の取扱いや住宅用火災警報器の設置等の防火講習を実施
	防火対象物、危険物施設への指導が必要			事業所や危険物施設等へ定期的な立ち入り検査を実施し、適切な火災予防及び避難経路の確保等を指導
	火災の発生を予防し、市民の火災予防意識を高めることが必要			・出前講座、火災予防運動関連行事やレッドパトロール及びびしーたん放送及びびしーたんチャンネル等により、一年を通して火災予防啓発を行う ・特に火災が多くなる年末には、市内全域で消防団による年末特別警戒を行う。

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(R1実績)	目標値(R8)	数値の把握方法	目標値設定の考え方
	消防団員数	人	1,424	1,450	担当課保有の管理台帳(年度当初)	過去の「消防力の整備指針改正に関する答申」に示された基準(①通常の火災に対応するために必要な団員数、②大規模災害時に対応するために必要な団員数)を参考に、現状の団員数と照らし合わせて令和元年度に見直した条例定数を維持することを目標とする。
	救命入門コース受講者数	人/年	2,719	現状値より増加	宍粟消防署保有の管理台帳	学校関係者や事業所等を中心に啓発を行い、現状値よりも増加を目標とする。
	普通救命講習受講者数	人/年	282	現状値より増加	宍粟消防署保有の管理台帳	学校関係者や事業所等を中心に啓発を行い、現状値よりも増加を目標とする。
	火災発生件数	人/年	24	0	宍粟消防署保有の管理台帳	火災予防の普及啓発により市民の防火意識の向上を図り、住宅等の火災件数を0にすることを目標とする。

統計等数値
<ul style="list-style-type: none"> ●火災発生件数(件): (H26)16、(H27)23、(H28)14、(H29)19、(H30)19 ●救急出動件数(件): (H26)1,687、(H27)1,759、(H28)1,865、(H29)1,980、(H30)2,005 ●消防団員数(人): (H26)1,647、(H27)1,635、(H28)1,599、(H29)1,536、(H30)1,483